

委託業務特記仕様書

(共通仕様書の適用)

- 第1条** 本業務は、徳島県県土整備部「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」, 「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」, 「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

(再委託)

- 第2条** 吉野川市委託業務標準請負契約約款(以下「約款」という。)第7条第1項に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受託者は、これを再委託することはできない。
- 一 設計業務等における総合的企画、業務遂行管理、技術的判断等
 - 二 解析業務における手法の決定及び技術的判断
- 2 受託者は、「軽微な業務」であるコピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理、模型製作について再委託する場合は、発注者の承諾を必要としない。
- 3 受託者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。
- 4 受託者は、設計業務等を再委託する場合、書面により下請人との契約関係を明確にしておくとともに、下請人に対し適切な指導、管理のもとに設計業務等を実施しなければならない。
- なお、下請け人が、吉野川市の一般競争入札及び指名競争入札参加資格者である場合については、指名停止期間中であってはならない。

(専門担当技術者)

- 第3条** 重点調査業務の受注者は、業務を履行するにあたり、着手時打合せ及び業務完了時の成果品の受け渡しを除く監督員との協議及び立会時において、管理技術者の代わりに出席(臨場)できる専門担当技術者を定めることができるものとする。この場合、別添の専門担当技術者通知書を契約締結後7日以内に監督員に提出しなければならない。また、この専門担当技術者通知書の内容が変更になった場合は、変更した日から5日以内に監督員に専門担当技術者変更通知書を提出し確認を受けなければならない。
- 2 専門担当技術者の資格要件は、下表に記載のとおりとする。
- 3 受注者は、専門担当技術者を定める場合には、同技術者の資格要件について、資格者証の写しを監督員に提出しなければならない。ただし、実務経験を有する者を技術者とする場合は、技術者経歴書を監督員に提出しなければならない。
- 4 受注者は、専門担当技術者を定める場合には、同技術者と受注者との直接的、恒常的な雇用関係が確認できるもの(健康保険証等の写し)を監督員に提出しなければならない。
- 5 専門担当技術者は照査技術者を兼ねることができない。

専門担当技術者の資格要件

業務内容	資格要件	
	(1) 資格	(2) 実務経験
設計業務	①技術士 ②認定技術管理者(建設コンサルタント登録規定第3条第1項口に該当すると認定された者) ③工学博士 ④RCCM ⑤技術士補 ⑥上記の資格と同等の能力を有すると発注者が認めた者	① 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学卒業者にあつては、建設コンサルタント等業務について18年以上(大学院修了の場合、就学年数を実務経験とみなす。)の実務経験を有する者。 ② 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校卒業者にあつては、建設コンサルタント等業務について23年以上の実務経験を有する者。 ③ 学校教育法による高等学校卒業者にあつては、建設コンサルタント等業務について28年以上の実務経験を有する者。

(業務カルテの作成、登録)

- 第4条** 受託者は、業務委託料が500万円以上の業務については、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）入力システムに基づき、業務契約時、途中変更時、業務完了時、データの訂正時ごとに「業務カルテ」を作成し、「業務カルテ」の写しを監督員に提出して内容の確認を受けた後、（財）日本建設情報総合センターにフロッピーディスク等により登録しなければならない。
- 登録は、契約時については業務契約後10日以内（土曜日、日曜日、祝日等を除く）、途中変更時については契約変更後10日以内（土曜日、日曜日、祝日等を除く）、完了時については業務完成后10日以内、データ訂正は適宜とし、その都度センター発行の「業務カルテ受領書」の写しを監督員に提出しなければならない。
 - 途中変更時については、業務委託料、履行期間、管理（主任）技術者の変更があった場合に登録を行うものとする。なお、変更登録にあたっては、全ての登録項目について変更登録時点のデータに変更する。
 - 契約変更により業務委託料が500万円以上となった場合は、その時点で業務内容を業務契約時又は業務完了時として登録するものとする。
 - 契約変更により業務委託料が500万円未満となった場合は、その時点で登録を削除するものとする。

(管理技術者)

- 第5条** 受託者は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、別添の管理技術者通知書を契約締結後7日以内に監督員に提出しなければならない。また、この管理技術者通知書の内容が変更になった場合は、変更日から5日以内に監督員に管理技術者変更通知書を提出し確認を受けなければならない。
- 管理技術者は、業務の管理及び統轄を行うほか、一切の権限（業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、契約解除に係る権限を除く。）を有する者である。
 - 管理技術者は、次のいずれかの資格を有する者でなければならない。
 - 技術士
 - 認定技術管理者（建設コンサルタント登録規定第3条第1項ロに該当すると認定された者）
 - 工学博士
 - RCCM
 - 技術士補
 - 上記の資格と同等の能力を有すると発注者が認めた者
 - 受託者は、管理技術者の資格要件について、資格者証の写しを監督員に提出しなければならない。
 - 受託者は、管理技術者と受託者との直接的、恒常的な雇用関係が確認できるもの（健康保険証等の写し）を監督員に提出しなければならない。
 - 管理技術者は、照査技術者が実施する照査結果の確認を行うものとする。

(照査技術者)

- 第6条** 受託者は、成果物の照査を行う照査技術者を定め、別添の照査技術者通知書を契約締結後7日以内に監督員に提出しなければならない。また、この照査技術者通知書の内容が変更になった場合は、変更日から5日以内に監督員に照査技術者変更通知書を提出し確認を受けなければならない。
- 照査技術者は、成果物の内容について技術上の照査を行う者であり、設計図書に定める又は監督員の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、照査技術者自身により照査を行うものとする。
 - 照査技術者は、管理技術者と同等の資格等を有する者であり、管理技術者を兼ねることはできない。
 - 受託者は、照査技術者の資格要件について、資格者証の写しを監督員に提出しなければならない。
 - 受託者は、管理技術者と受託者との直接的、恒常的な雇用関係が確認できるもの（健康保険証等の写し）を監督員に提出しなければならない。

(管理技術者)

- 第7条** 受託者は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、別添の管理技術者通知書を契約締結後7日以内に監督員に提出しなければならない。また、この管理技術者通知書の内容が変更になった場合は、変更日から5日以内に監督員に管理技術者変更通知書を提出し確認を受けなければならない。
- 管理技術者は、業務の管理及び統轄を行うほか、一切の権限（業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、契約解除に係る権限を除く。）を有する者であり、次のいずれかの資格を有する者でなければならない。

- ① 技術士
 - ② 認定技術管理者（地質調査業者登録規定第3条第1項イ及びロに該当すると認定された者）
 - ③ 地質調査技術士
 - ④ 上記の資格と同等の能力を有すると発注者が認めた者
- 3 受託者は、管理技術者の資格要件について、資格者証の写しを監督員に提出しなければならない。
 - 4 受託者は、管理技術者と受託者との直接的、恒常的な雇用関係が確認できるもの（健康保険証等の写し）を監督員に提出しなければならない。

（主任技術者）

- 第8条** 受託者は、作業を円滑かつ確実に実行するため、作業計画の立案、工程管理及び精度管理を総括する者として主任技術者を定め、別添の主任技術者通知書を契約締結後7日以内に監督員に提出しなければならない。また、この主任技術者通知書の内容が変更になった場合は、変更日から5日以内に監督員に主任技術者変更通知書を提出し確認を受けなければならない。
- 2 主任技術者は、作業の管理及び統轄を行うほか、一切の権限（業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、契約解除に係る権限を除く。）を有する者であり、測量士でなければならない。
 - 3 受託者は、主任技術者の資格要件について、資格者証の写しを監督員に提出しなければならない。
 - 4 受託者は、主任技術者と受託者との直接的、恒常的な雇用関係が確認できるもの（健康保険証等の写し）を監督員に提出しなければならない。

（詳細設計照査要領）

第9条 本業務の次の詳細設計については、「詳細設計照査要領」（徳島県県土整備部 平成15年1月）により照査を行うこととする。

樋門・樋管詳細設計

排水機場詳細設計

築堤護岸詳細設計

道路詳細設計（平面交差点、小構造物を含む）

橋梁詳細設計（鋼橋、コンクリート橋）

山岳トンネル詳細設計（換気検討を含む）

共同溝詳細設計

仮設構造物詳細設計

- 2 照査技術者は、照査計画を作成のうえ設計業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。
- 3 照査技術者は、業務完了時においては照査結果を照査報告書としてとりまとめ、提出しなければならない。

（詳細設計時に検討すべきコスト縮減提案）

第10条 当該業務では、最適案として選定された1ケースについて、コスト縮減の観点より、形状、構造、使用材料、施工方法等について、詳細設計時に検討すべきコスト縮減提案を行う。

なお、この提案は予備設計を実施した技術者が、その設計を通じて得た着目点・留意点（コスト縮減の観点から詳細設計時に一層の検討を行うべき事項）について、後段階の設計を実施する技術者に情報を適切に引き継ぐためのものであり、本提案のために新たな計算等の作業を求めるものではない。

（予備設計時に検討すべきコスト縮減提案）

第11条 当該業務では、最適案として選定された1ケースについて、コスト縮減の観点より、形状、構造、使用材料、施工方法等について、予備設計時に検討すべきコスト縮減提案を行う。

なお、この提案は概略設計を実施した技術者が、その設計を通じて得た着目点・留意点（コスト縮減の観点から予備設計時に一層の検討を行うべき事項）について、後段階の設計を実施する技術者に情報を適切に引き継ぐためのものであり、本提案のために新たな計算等の作業を求めるものではない。

（建設副産物対策）

第12条 設計にあたって建設副産物の発生、抑制、再利用の促進等の視点を取り入れた設計を行い、建設副産物の検討成果として、別添のリサイクル計画書を作成するものとする。

(数量集計表の提出について)

第13条 本業務の数量集計表は、工事工種体系及び土木工事数量算出要領を厳守して作成し、印刷物とウィルスチェック済みの電子媒体による提出を義務づける。

(土工数量書等の提出について)

第14条 本業務の土工計算書等について、監督員は印刷物の提出にあわせ、ウィルスチェック済みの電子媒体 (Microsoft Excelファイル) による提出を求めることができるものとする。

(ウィークリースタンス)

第15条 本業務は、ウィークリースタンス (受発注者で1週間のルール (スタンス) を目標として定め、計画的に業務を履行する) の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。

- (1) ウェンズデー・ホーム (水曜日は定時の帰宅を心がける。)
 - (2) マンデー・ノービリオド (月曜日 (連休明け) を依頼日の期限日としない。)
 - (3) フライデー・ノーリクエスト (金曜日 (連休前) に依頼をしない。)
- 2 前項1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
 - 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
 - 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
 - 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

重点調査回答書

委託業務名	
委託業務箇所	
落札価格	千円(税込み)
受注者名	
回答者名	印

回 答

1 入札価格の積算根拠	
-------------	--

(1) 業務委託積算内訳書 (別紙可)

- ・作業人工数と技術者単価(技術者数及びその拘束日数等)
- ・一般管理費の内訳(事務用品費, 通信交通費, 福利厚生費, 雑費等)
- ・技術経費の内訳(技術者の技術力保持等のために必要な経費)
- ・外注経費の内訳(具体的な見積書等)
- ・使用機材の内訳
- ・その他の内訳

(2) 低価格の理由・根拠

(3) 利益見通し

2 業務計画の内容

- (1) 管理技術者
 - ・管理技術者が保有する資格・経歴 (別紙可)
 - ・管理技術者の手持ち業務数
- (2) 照査技術者（設計業務の場合）
 - ・照査技術者が保有する資格・経歴 (別紙可)
 - ・照査技術者の手持ち業務数
- (3) 専門担当技術者（配置する場合）
 - ・専門担当技術者が保有する資格・経歴 (別紙可)
 - ・専門担当技術者の手持ち業務数
- (4) 業務計画書（委託契約書第3条参照 別記様式）
 - ・当該業務を遂行する上での課題又は着目点と問題解決等のための手段や設計手法，工程管理等についてのコメント
 - ・概略の業務工程（個別業務の必要日数，技術者の配置日数等）
 - ・概略の照査計画（照査を行う業務の節目，時期，内容等）
 - ・業務体制（管理技術者、照査技術者及び専門担当技術者と実務担当者及び担当部門の組織図）
 - ・想定される成果品（図面の種類，報告書の内容等）
 - ・業務に使用する主な図書及び基準等
- (5) 再委託等
 - ・再委託内容・再委託予定業者・受託者との関係 (別紙可)
 - ・調達資材・調達予定業者・受託者との関係 (別紙可)
- (6) 本業務の履行に必要な主な機材調達等
 - ・調達（手持ち）機材の有無 (別紙可)

3 業務受注状況等

- (1) 現在の受注状況
 - ・市発注業務の受注件数 (別紙可)
 - ・国・県・市町村・その他機関発注の受注総件数 (別紙可)
- (2) 全受注件数のうち本業務と同種の受注件数 (別紙可)
- (3) 保有技術者数 (別紙可)

以上相違ありません。

平成 年 月 日

商号又は名称

代表者名

印

業 務 計 画 書

1. 当該業務を遂行する上での課題又は着目点と問題解決等のための手段や設計手法，工程管理等についてのコメント

(1) 業務の目的

・業務の意図及び目的を簡潔に記載する。

(2) 業務項目

・仕様書の内容，業務の細目を明確にする。

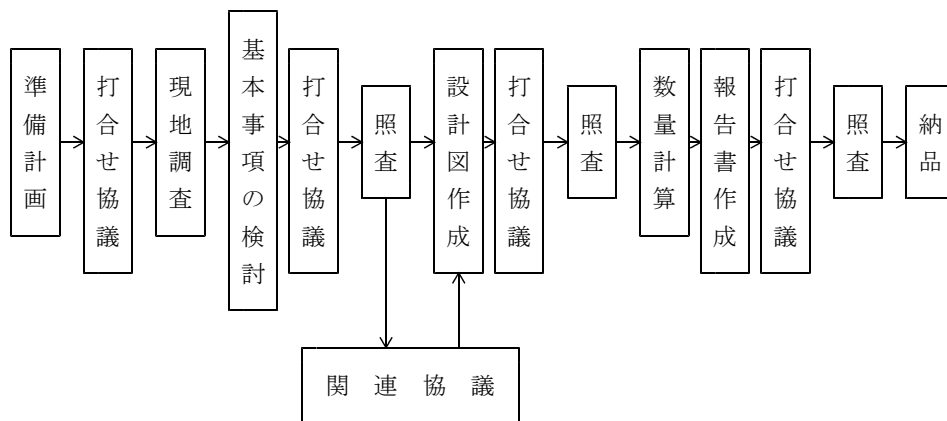
<記載例>

工 種	種 別	細 別	規格	単位	数 量	摘 要

(3) 実施方法

・作業計画（業務の流れ）を簡潔に記載する。

<記載例>



(4) 想定される問題点, 制約条件等

・ 想定される問題点や制約条件等について記載する。

(5) 必要となる検討事項, 検討内容等

・ 必要となる検討事項, 検討内容を総合的にとりまとめて記載する。

2. 概略の業務工程

・ 業務工程表を項目ごとにバーチャート等で示す（個別業務の必要日数, 技術者の配置日数等も記入すること。）。

<記載例>

工程 工種	〇〇月		〇〇月		技術者計	
	10	20	10	20		
準備・計画						
現地調査						
〇〇概略検討						
路線選定						
照査						
打合せ協議						
関連協議						
管理技術者	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
照査技術者			〇〇		〇〇	〇〇
技師 A	〇〇		〇〇	〇〇		〇〇
技師 B	〇〇	〇〇	〇〇		〇〇	〇〇
技師 C		〇〇			〇〇	〇〇
計	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇

※技術者の配置日数（時間）を記入すること。

3. 概略の照査計画（照査を行う業務の節目, 時期, 内容等：コンサルタント業務のみ）

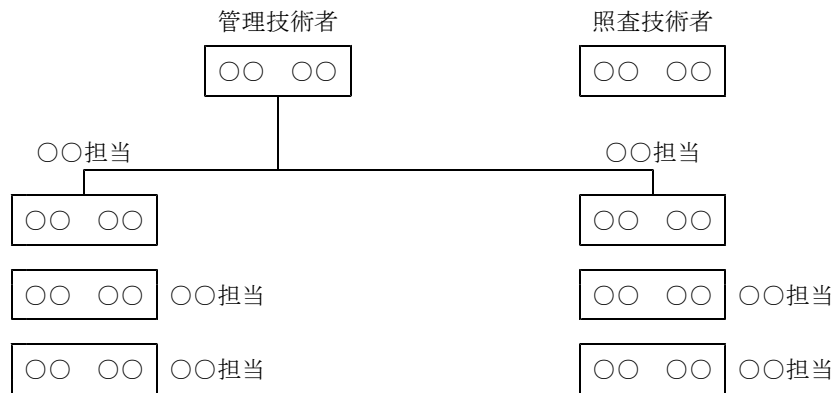
・ 照査の時期や照査事項について簡潔にコメントする。

4. 業務体制

(管理技術者及び照査技術者(及び専門担当技術者)と実務担当者及び担当部門の組織図)

- ・管理技術者及び照査技術者(及び専門担当技術者)と実務担当者及び担当部門の組織図を作成する。

<記載例>



5. 想定される成果品(図面の種類, 報告書の内容等)

- ・仕様書等に基づき, 成果品の内容, 部数等を記載する。

6. 業務に使用する主な図書及び基準等

- ・当業務に使用する図書及び基準等について, 法令, 指針等必要と考えられるものを記載する。

平成 年 月 日

吉野川市長 様

受託者 住所
氏名

印

専門担当技術者通知書

次の業務について、専門担当技術者を定めましたので通知します。

業務名

氏名

添付資料

- ・技術者の資格者証の写し又は技術者経歴書（様式－２）
- ・受託者との雇用関係が確認できるもの（健康保険証等の写し）

技術者経歴書

1 氏名及び生年月日

2 現 住 所

3 最 終 学 歴

年 月 日 卒業

4 経 験 年 数 年

5 取 得 資 格 等

年 月 日 取得

(以下列記)

職歴 (担当業務歴)

期 間
年 月 ~ 年 月

内 容

(以下列記)

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

氏名

印

令和8年度吉野川市橋梁点検調査業務 特記仕様書

第1条 適用範囲

本特記仕様書は、吉野川市が実施する令和8年度吉野川市橋梁点検調査業務（以下、「本業務」という。）に適用する。

本業務に関する設計図書及び特記仕様書に定めのない事項については、徳島県県土整備部が定めた「徳島県設計業務共通仕様書」、「徳島県測量作業共通仕様書」、「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書」等を準用するものとする。

第2条 業務の目的

本業務は、道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）第4条の5の6に規定する道路の維持又は修繕に関する技術的基準等に基づいて、橋梁を点検し、健全性の診断を行い、その結果を記録することを目的とする。

第3条 対象橋梁

本業務において、対象とする橋梁（以下「対象橋梁」という。）は、吉野川市が管理する橋梁のうち、別添に記載された141橋の橋梁とする。

対象橋梁の状況によって、足元条件、安全対策その他の業務の内容に変更が生じる場合は、発注者と協議した上で、設計の内容を変更するものとする。

第4条 適用（準用）基準

本業務は、道路橋定期点検要領（国土交通省 道路局：令和6年3月）（以下、「点検要領」という。）により実施するものとし、必要に応じて次に掲げる基準を準用するものとする。

- ・ 橋梁定期点検要領
国土交通省 道路局 国道・技術課：令和6年7月
- ・ 道路橋に関する基礎データ収集要領（案）
国土交通省国土技術総合研究所：令和6年8月
- ・ その他関連基準等

第5条 貸与資料等

本業務で使用する図書その他資料として、次に掲げるものを貸与する。

- ・ 道路台帳
- ・ 橋梁台帳
- ・ 過去の点検記録
- ・ その他関連図書

第6条 管理技術者

管理技術者は、次の各号のいずれかの資格を有し、かつ、橋梁の点検業務及び診断業務に関する実務経験を有する者でなければならない。

- (1) 技術士（建設部門：鋼構造及びコンクリート）
- (2) RCCM（鋼構造及びコンクリート部門）
- (3) コンクリート診断士
- (4) 土木鋼構造診断士

第7条 点検員及び診断員

本業務に従事する橋梁の点検員及び診断員は、前条に規定する資格のほか、公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規定（平成 26 年度国土交通省告示第 1107 号）に基づいて技術者資格登録簿に登録された資格のうち、対象橋梁の橋種（鋼橋またはコンクリート橋）に対応した資格を有する者でなければならない。なお、管理技術者はこれらを兼務することができるものとする。

第8条 業務内容

(1) 現地踏査

点検に先立って、対象橋梁の状況、近接手段及び交通規制の要否等を現地にて調査しなければならない。

(2) 点検及び診断

点検は近接目視により行うことを基本とし、必要に応じて触診や打音等の非破壊検査等を併用して行うものとする。

点検の結果は、点検要領に定める判定区分により、橋梁単位の健全性の診断を行うものとする。

なお、発見された損傷が詳細調査を行わなければ健全性の診断が適切に行えない状態と判断された場合には、その旨を点検表に記録することとする。また、点検時に、うき・はく離等が確認された場合は、必要に応じて（道路利用者及び第三者被害予防の観点から必要と判断された場合）適切な応急措置を実施し、応急措置後の結果を基に健全性の診断を行うこととする。

(3) 新技術活用の検討

本業務の点検方法については、「新技術利用のガイドライン（案）」に基づき新技術活用の検討を行うものとする。なお、新技術の採用に関しては、「点検支援技術使用計画」を提出した上で、発注者の承諾を得るものとする。

また、点検支援技術使用計画に対する実施事項については、発注者に報告を行うものとする。

(4) 関係機関との協議用資料

交通規制をとまなう場合その他本業務を実施する上で必要と認められる場合は、交通管理者、道路管理者、河川管理者、鉄道会社その他の関係機関と十分に事前協議を行うものとし、協議にあたっては事務処理に必要な資料の作成を行うものとする。

第9条 安全対策

本業務の履行にあたっては、道路交通、第三者及び点検に従事する者に対して適切な安全対策を講じなければならない。

第10条 打合せ協議

本業務における打合せ協議は3回を予定している。ただし、業務を適正かつ円滑に実施するために必要と認められる場合は、発注者と協議した上で、その都度実施するものとする。

なお、業務着手時及び成果品納入時には、原則として管理技術者が立会うものとする。

- ・ 業務着手時
- ・ 中間打合せ（1回）
- ・ 成果品納入時

第11条 成果品

本業務の成果品は、次に掲げるものを提出するものとする。

- ・ 報告書（A4 チューブファイル綴じ） 1部
- ・ 電子納品媒体 CD-R（エクセル・PDF・SFC等） 2部（正副各1部）
- ・ その他、発注者が必要と認めるもの

第12条 その他

- ・ 本業務の実施にあたり、疑義を生じた場合は、速やかに発注者と協議するものとする。
- ・ 本業務において採用可能な点検・診断に関する新技術について検証を行うこと。